

## 会 議 の 開 催 結 果

1 会議名	平成29年度第3回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成29年11月10日（金）午後2時00分～午後4時20分
3 開催場所	市役所本庁舎5階 第1委員会室
4 会議の概要	<p>3. 議 事</p> <p>（1）第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	なし
8 問い合わせ先	（担当課名）介護保険課 TEL 963-9305（直通）
9 その他	

# 平成29年度 第3回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時：平成29年11月10日（金）、午後2時00分～午後4時20分

場 所：市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者

委 員：田口会長、森副会長、林委員、菰田委員、佐々木委員、大家委員、佐藤委員、寺内委員、高橋委員、齋藤委員、松下委員、清水委員、吉田委員、山下委員、深井委員、井橋委員、貴田委員、辻委員、本間委員、植竹委員

事務局：島田福祉部地域包括ケア推進担当部長、小田福祉部副部長兼福祉推進課長、西岡福祉部福祉推進課副課長、中井福祉部副参事兼地域包括ケア推進課長、平井福祉部地域包括ケア推進課地域包括総合支援センター長、関福祉部地域包括ケア推進課副課長、加藤福祉部介護保険課長、砂原福祉部介護保険課副課長、野口保健医療部地域医療課長、櫻田保健医療部市民健康課長

傍聴者：なし

《以下議事録》

## 1. 第3回越谷市介護保険運営協議会

司 会： 皆様、こんにちは。

本日は、公私ともに大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成29年度第3回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

初めに、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、委員の過半数の出席により会議が成立することとなっております。本日は委員総数21名のうち20名が出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

なお、竹村委員につきましては、ご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、田口会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

田口会長、よろしくお願いいたします。

会 長： 皆さん、こんにちは。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日、第3回ということで、一番の山場の会議だと思っておりますので、ぜひ事務局からご提出いただきました計画素案について、各お立場から活発なご意見をいただいて、運営協議会としての意見という形でまとめていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： 田口会長、ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただきました資料は2点でございます。まず、資料1「第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」でございます。続きまして、別冊「平成29年度第2回越谷市介護保険運営協議会会議録」でございます。そして、本日お配りした資料は会議次第1点でございます。

以上の3点でございますが、資料の足りない方がいらっしゃいましたらお申し出いただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

〔発言者なし〕

司 会： また、委員の皆様には毎回お願いしている内容ではございますが、本日の審議においてご発言の際には、お手元の卓上ランプのボタンを1回押していただいて、マイク付近のランプが点灯したのをご確認されてからお話しくださいますようお願い申し上げます。さらに、本日の会議においても会議録の作成のため議事内容を録音させていただいております。あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、今後の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づきまして、田口会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長： それでは、次第に基づきまして議事を進行させていただきます。

まず、事務局にお伺いいたします。本日の会議の傍聴を希望されている方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「1名いらっしゃいます」と発言者あり〕

会 長： お願いします。

〔傍聴希望者入室、着席〕

会 長： それでは、傍聴される方をお願い申し上げます。

会議中は、傍聴要領に記載されております内容をご遵守いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

本日の会議は、議事の進捗状況にもよりますが、一応2時間をめどにして進めていこうかなと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、まず議事の1つ目です。平成29年度第2回介護保険運営協議会会議録についてということですが、委員の皆様には本件につきまして何かご意見、ご質問など、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言者なし]

会 長： この資料につきましては、事務局から事前にお送りさせていただいておりますので大丈夫かと思いますが、それでは、今回の議事録につきましては承認という形にさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議事の本題に移っていきたいと思います。

議事の2つ目です。第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について、になります。資料配付時にも書いてありましたとおり、本日の主題はこの事業計画素案の第5章ということになります。これまで、本協議会における意見や、それから庁内での検討において修正されている部分があるということですので、まずその点につきまして、第1章から第4章までにつきまして、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

事務局： それでは、介護保険課、砂原から計画素案の説明をさせていただきますが、まず素案の説明の前に、この素案の位置づけにつきまして説明させていただきたいと思えます。

この素案は、基本的には市の計画を策定するときには市民の皆様には経過を公開しまして意見をいただきますパブリックコメントというものをやっております。そのパブリックコメントをいただくための資料ということになるというふうにご理解いただければと思います。本日、皆様からいただいたご意見等につきましては、簡易のものにつきましては修正して、パブリックコメントにかける素案に反映してまいります。庁内で調整に時間を要するとか、そういうものがありました場合には、パブリックコメントでいただいた意見とあわせて計画を修正し、次回のこの運営協議会において、計画案として皆様にお諮りしたいと考えておりますことをご了解いただければと思います。

それでは、前回皆様に骨子案をお示ししてご意見等をいただき、また庁内においても検討を続けておまして、第1章から第4章に関しまして修正しました主な箇所について説明させていただきたいと思えます。

2ページをご覧いただきたいと思います。

中段に、地域包括ケアシステムの姿や、解説1として地域包括ケアシステムについての解説を加えております。本計画書において一般の方になじみのない言葉等につきまして、4か所ほどこのような解説を入れさせていただきました。この地域包括ケアシステムのほかに、地域共生社会、それから地域ケア会議、介護予防日常生活支援総合事業に関する解説を入れさせていただいております。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。

図表1に本市の年齢三区分別人口と高齢化率の推移ということで数値を載せさせて

いただいておりますが、ここに平成29年度の数値を追加しております。ほかのグラフ等におきましても、現段階で取り込むことのできるものは最新のデータを追加して、文章もそれを反映した形で修正させていただいております。

次に、11ページをご覧くださいと思います。

認知症高齢者につきましては、骨子案では日常生活自立度がⅡ以上として説明させていただきましたが、Ⅱであっても程度によってⅡaとⅡbに区分されておまして、おおむね認知症と判断されるのはⅡb以上という指摘がございまして、Ⅱb以上の者を対象に数値を変更させていただいております。また、前回A委員からも質問をいただいたことを受けまして、この11ページの下の段に認知症日常生活自立度に関する説明を入れさせていただいております。

次に、17ページをご覧くださいと思います。

前回、E委員からご指摘をいただいたところですが、一般高齢者の今後希望する生活の、施設等で生活を希望する方の施設への申し込み済みの方が多いのではないかとということで指摘をいただいておりますが、再度確認いたしましたところ、事務局側にて誤りがございまして、これは、実際には一般高齢者と要支援高齢者では回答項目に差がありまして、一般高齢者においては、施設等で生活を希望される方に申し込み済みかどうかは聞いていなかった状況でございまして、申し込み済みかどうかというのは要支援の方だけの回答項目にあったんです。それを比較するために並べたときに錯誤がありまして、前回のように間違えてしまったということで、大変申し訳ございませんでした。訂正いたしまして、実際には回答項目が異なることから、現在は別の円グラフとして表示するようにいたしました。

次に、21ページをご覧くださいと思います。

前回、I委員から調査結果を通しての課題整理をというご指摘をいただきまして、それを21ページに（3）調査結果のまとめとして概括しております。内容としては、多くの高齢者が何らかの病気を抱えながら生活していることや、日中に独居状態となっていること、それから、地域包括支援センターの認知度が上がっていないこと、また、高齢者を介護する家族への支援や、認知症に対する支援が求められていることなどを記述させていただいております。

次に、22ページをご覧くださいと思います。

第6期計画の実績と課題ですが、第6期の重点課題ごとに実績と課題を、前回は文章で記述しておりましたが、もう少し見やすくということで、実績については白抜きの星印で、課題については黒い星印で箇条書きに整理しております。内容的には変わっておりませんが、もっと見やすくということで整理させていただいたところです。

次に、28ページをご覧くださいと思います。

この第3章におきましても、現時点で整理できる最新のデータで人口等を再推計させていただいておりますが、現段階では単純に推計をしているのみで、施策や介護保

険関係の事業等による影響等について勘案したものではありませんので、推計の値につきましては今後修正される可能性があることをお含みおきいただきたいと思います。

次に、43ページをご覧いただきたいと思います。

計画の基本目標になりますが、骨子案では目標の冒頭を「越谷版地域包括ケアシステムを強化し」という言葉を使っておりましたが、もう少しわかりやすくということで、「越谷市の特性や地域の力をいかして地域包括ケアシステムを強化し」というように修正させていただいております。

次に、44ページをご覧ください。

2計画の主要施策になりますが、骨子案では主要施策ごとにその概要を記述しておりましたが、次の第5章の施策の展開におきまして、事業を掲載するに当たり、体系としてまとまりを持たせるための項目を設定することとしまして、それを施策の柱という形で第4章の主要施策に付記することといたしました。主要施策が大項目とすると、施策の柱が中項目みたいな形のものになります。それを関連づけるといいますか、こちらで先に出ささせていただいて表記しているという形です。

第4章までの前回からの主な修正箇所については以上でございます。なお、前回L委員からいただきましたご意見の中に、家族者の介護に対する支援を主要施策の1つとして一本立ちさせるようなことを検討してはどうかというふうなご意見をいただいておりますが、施策の内容のバランスですとか、それから認知症施策とのかかわりなどから、事務局案といたしましては骨子案の体系のままとしていきたいと考えており、今のところ変更はしていないという状況であることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

会 長： ご説明、ありがとうございます。

前回の協議会の皆様方の意見がおおむね反映された形で修正されているという、ご報告だったかと思えます。

これまでの、第4章までの修正点につきましての説明で、何かご意見ありますでしょうか。

A委員、お願いします。

A委員： 小さいことですが、1ページの高齢化の進行の4行目と5行目のところ、少々つながりが悪いので、何か助詞を入れるとか、23%ですというところで切るとかした方が読みやすいかなと思えました。

以上です。

会 長： すみません、もう一度箇所をお願いします。

A委員： 1ページの上からまず4行目、「平成27年の国勢調査結果によると、本市の高齢化率は23.8%で、全国値をやや下回っています」と書いてありますが、ここ何となくつながりが悪いので、「です」とかを入れて、まず区切るとか、何か助詞を入れるとか

された方が読みやすいのではと思いました。

以上です。

会 長： わかりました。ありがとうございます。

全体的な文章のところを見てということでご判断いただく形にさせていただきたい  
と思います。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

[発言者なし]

会 長： よろしければ、次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、今度は、皆様方には初めて説明する内容かと思いますが、第5章施策の  
展開について協議を進めていきたいと思っております。

分量が非常に多いですので、主要な施策ごとに事務局からご説明いただきまして、  
そしてその施策ごとに意見交換をしていければと思っております。

それでは、まず47ページになるかと思いますが、主要施策の1、生涯にわたる健康  
づくりと高齢者の社会参加の促進ということにつきまして、まず事務局からご説明を  
よろしく願いいたします。

事務局： それでは、47ページからの主要施策1となります、生涯にわたる健康づくりと高齢  
者の社会参加の促進につきまして、まず（1）健康づくりの推進では、健康教育や健  
康相談、高齢者のスポーツ振興を通じて高齢者の健康づくりを進めることを位置づけ  
ております。その47ページの下に、当該施策の柱の目標につきましては、健康相談利  
用者数と65歳からのいきいき元気教室参加者数を掲げています。

次に、48ページをご覧ください。

（2）各種健（検）診・予防接種の充実では、健康診断や各種の検診、高齢者に対  
する予防接種の啓発、特定健康診査と特定保健指導により病気等の早期発見・早期治  
療や認知症と糖尿病の関係が深いことが指摘されておりますが、生活習慣病の予防等  
を位置づけております。当該施策の目標としては、がん検診精密検査受診率と特定健  
康診査受診率を掲げております。

次に、49ページをご覧ください。

（3）生きがいづくりや社会参加の支援では、高齢者の居場所や生きがいづくり、  
また、就労意欲の高まりに対応した就労支援や、シルバー人材センターの充実につい  
てなどを位置づけております。当該施策の目標としては、老人福祉センターの年間利  
用者数、老人クラブ会員数、シルバー人材センター会員登録数、ボランティア新規登  
録者数を掲げております。

簡単ですが、主要施策1の生涯にわたる健康づくりと高齢者の社会参加の促進につ  
いての説明は以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

ただいま主要な施策第1の生涯にわたる健康づくりと高齢者の社会参加の促進というところでの施策の柱の3つにつきまして、簡単な形でご説明いただきました。

ここの(1)から(3)までの部分につきまして、皆様方からご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

B委員、お願いいたします。

B委員： Bです。

50ページの計画期間中の取り組み内容の中に、シルバー人材センターの会員組織活動の強化で、下の指標に延べ人数が強化・拡大ということを書いています。受注拡大については、どの程度の受注拡大目標値というのがありますか。

事務局： 今のところ、受注拡大の目標値につきまして、設定はしていないというところです。

B委員： この協議会の中でも話が出ましたが、今まで介護保険で要支援1、2のところを越谷市の事業として展開していくという中で、シルバー人材センターの受注拡大ということが大きく取り上げられていたような気がします。そのこととの整合性はどうなっているのでしょうか。

会 長： すみません、要支援1、2に関する方々の……

B委員： 要するに、要支援1、2の主たる実施主体の一つとしてシルバー人材センターという項目が出ていました。そうしますと、シルバー人材センターの受注の拡大というところはそれとの関連性があると思います。そこには目標値がないようですが、どこか違うところに目標値が出ていればいいのですが、ここでは出さないということでしょうか。

会 長： まず1つ目、その要支援1、2に関してのシルバー人材センターとの関連につきましての確認としてはいかがでしょうか、どうだったでしょうか。まずそこから。

事務局： お答えいたします。

B委員のお話どおりで、シルバー人材センターが総合事業の基準緩和型サービスAを担う団体ですということ、10月は参加されていることがございます。ただ、その総合事業、介護保険サービス、ないしは要支援1、2の方等が使うサービスについては、まずサービスを使う方が利用希望をするというところから入りますので、シルバー人材センターが積極的に仕事を請け負っているかを、まず使う側の経緯があって、そこから実際どこにつなげるかという話がありますので、最初からその総合事業の利用者を、シルバー人材センターはこれだけ動きますという目標値を掲げるということよりは、まず利用の部分から入るのかなというところもありまして、そういう部分では、それが直接ではないですが、直接受注拡大という目標値に掲げるということは少々なじまないのではないかなと考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。



この受注拡大との目標値を設定してはいかがかというところが、まず1つ意見として挙げられたことを押さえておきたいなと思います。細かな目標値を決めるとなると、多分全部につきまして1つずつ目標値を掲げていかななくてはいけないかなと思いますので、この点につきましては、この後、ここでの意見ということで事務局にお任せするという形で進めていきたいと思います。

ほかにご意見いかがでしょうか。

失礼しました。C委員、お願いいたします。

C委員： 50ページになりますが、目標の部分で、ボランティアの新規登録者数が、平成32年度の目標が98名となっていますが、これは何か理由があるのでしょうか。

会 長： この点、目標値の根拠といますか。

C委員： なぜジャスト100人にならなかったのか。

会 長： 切りのいい数字かどうかというところもありますが、目標値の根拠をご説明いただければなと思います。

事務局： こちらは、社協のボランティアセンターからいただいた数値を載せているところになりますが、これまでの動向と、それから割合とを掛けまして、見込みとして98人ということでいただいております。

会 長： かなり今までの実績を含めて、正確な数字で出したということをございましょうか。

C委員： 何か少々違和感があっただけの話です。

会 長： これにつきましては、細かな1単位の数字という目標が、これ以降あるかどうか、また確認していきますが、見やすい数字で、違和感のない形でご検討いただければと思います。ありがとうございます。

ほかにご意見、いかがでしょうか。

ほかにもこういう事業が足りないとかはございませんでしょうか。

[発言者なし]

会 長： それでは、また後で戻っても構わないと思いますので、とりあえず進めさせていただきます。

それでは、続きまして、今度は51ページから主要施策2、地域共生社会の実現に向けた生活支援、介護予防の推進と在宅介護の充実について、事務局からまた説明をよろしくお願いいたします。

事務局： それでは、主要施策2 地域共生社会の実現に向けた生活支援、介護予防の推進と在宅介護の充実について、ご説明いたします。

(1) 地域で支え合う仕組みの充実では、地域包括支援ネットワークの充実を目指し、関係者の連携とともに介護予防日常生活支援総合事業が適正に機能するよう、日常生活圏域における生活支援コーディネーターの配置と関係者による協議体の設置を

位置づけております。また、ボランティアの推進や学校教育における福祉教育の推進、世代間交流の推進などを位置づけております。当該施策の目標としては、介護支援ボランティアの登録者数、地区レベルの協議体設置数、そして「ふらっと蒲生」と「ふらっと大袋」がありますが、来場者数を掲げております。

次に、54ページをご覧ください。

総合的な介護予防システムの拡充につきましては、地域包括支援センターの充実として、高齢者人口に応じた人員配置と地区センターへの移設を行うこと、また重点事業に位置づけました介護予防リーダーの養成と介護予防・生活支援サービス事業を推進することを位置づけております。当該施策の目標としては、住民主体型サービス実施団体数、介護予防に取り組む自主グループ数、一般高齢者において地域包括支援センターを知らない人の割合を掲げております。

次に、56ページをご覧くださいと思います。

(3) 地域ケア会議の推進につきましては、地域における介護基盤の課題を明らかにするとともに、ケアプランの点検ということを含めて、介護の質の高度化に資するものとして、今後も多様な参加者による会議開催を目指すとともに、日常生活圏域における地域包括ケアシステムの強化につなげていくことを位置づけております。当該施策の目標としては、地区レベルの地域ケア会議への参加者数を掲げております。ここにもう1つ、認知症スキルアップ講座の開催回数ということが載っているんですけども、これは主要施策5の認知症施策の推進に掲載するべきものとなりますので、こちらからは移設する形をとりたいと思います。申し訳ございません。

次に、57ページをご覧くださいと思います。

(4) 安心して暮らせる居住環境の整備につきましては、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の整備は必要と考えておりますが、一方で、サービスが適切に提供されているかどうかということをしっかり監督する必要があるということのほか、住宅改修の推進や軽費老人ホームへの支援、養護老人ホームへの措置等について位置づけております。当該施策の目標といたしましては、有料老人ホームの整備床数とサービス付き高齢者向け住宅の整備戸数を掲げております。ですが、平成32年度の目標値につきましては、現在作業中の介護保険サービスの需要見込み等から整備目標を設定することから、表記としては検討中とさせていただいております。

次に、58ページをご覧くださいと思います。

(5) 高齢者の生活支援の充実につきましては、介護保険サービス以外の高齢者の日常生活支援に係るもので、訪問理美容サービスや緊急通報システム、救急医療情報キットの配布などを位置づけております。当該施策の目標としては、救急医療情報キットの配布世帯数を掲げております。

次に、59ページをご覧ください。

(6) 防災体制の整備につきましては、災害時要援護者避難支援制度の普及や、こ

れまで公共施設のみで指定されております福祉避難所につきまして、特別養護老人ホームや他の介護関係施設も指定していくこと、また、今年度から策定が義務づけられております高齢者福祉施設における避難確保計画の策定と、それに基づく避難訓練の実施を位置づけております。当該施策の目標としては、災害時要援護者避難支援制度の自治会賛同率と、民間の福祉避難所指定数を掲げております。

主要施策2の地域共生社会の実現に向けた生活支援、介護予防の推進と在宅介護の充実についての説明は以上でございます。

会 長： ご説明ありがとうございました。

これの施策の柱が6つと、結構長いなど、たくさんあるところがございますので、まず(1)から(3)までの51ページから53ページまでの間で、何かご質問、ご意見、コメントいただければと思います。いかがでしょうか。

D委員、お願いいたします。

D委員： 私は民生委員もやっていますが、ここに①の項で、民生・児童委員等と行政等情報共有等による協力体制を強化と書いてある。ここが非常に、中身がなく、全く具体性がない。何を民生委員に協力をしてもらうのか。それで、情報の共有とありますけれども、民生委員の求めた情報を市が出しているかということとそうでもないし、細かい個人情報だからといって出ないし。ここら辺の対立は、私、協議会に参加していても感じるところです。行政が民生委員に何を狙っているのか、それで民生委員は協力体制がどのように構築されているのか。ほとんどの民生委員が避けて通りたい、つまり、本当は訪問といって安否確認をやっている民生委員とやっていない民生委員の極端差があるわけです。それを強制的にやりなさいと言うのが非常に難しいことです。だけれども、行政がそういうことを指導していくのか。具体的には、例えば協議会に行政が来て、今後こういうふうにやりたいというふうなことをやるのでしょうか。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

この点につきましては、書いている内容の具体性といいますか、どこまで書くかということかもしれませんけれども、ほかの項目も取り組み内容を見ましても、具体的に書かれているものと書かれていないものがあって、それを今後具体的にどう進めていくかというようなところかと思いますが。この点いかがでしょうか。何かコメントはありますか。

事務局： 福祉推進課の小田と申します。民生委員の所管課の方で、いつもお世話になっております。

今、D民生委員からいただいたご意見ですけれども、私も4月にここの課長になりまして、いろいろと課題が見えてきました。今、おっしゃっていただいたとおり、民生委員の中にも活動のばらつきがあると。ただ、一方で、そこら辺というのはやはり行政のしっかりしたバックアップ、例えば、先日千間台で3名の方が亡くなる事件が

ありましたけれども、ああいうような発見も含めまして、民生委員に限らず、これは一般市民の方もそうだと思いますが、そういったことに遭遇したときに行政がしっかり対応すると、そういうような支援体制がしっかりしていないと、なかなかそういう、民生委員、地域の方々にも動いてもらえないかと。ですので、ほかの市でも、例えば事例集ではないですが、緊急時、休みの日も含めて、例えば市の関係部局の管理職と連絡が取れるとか、そういった体制の構築を検討してつくっております。

あと、もう一点、ご案内のとおり、欠員が30名ぐらいいらっしゃいまして、これは私も先月、自治連の13支部の会長さんがお集まりいただく中で、足を運ばせていただいて、改めてご協力、後方支援をお願いしたのと、あと、民児協の協議部会にも先日、お邪魔させていただいて、もちろん民生委員さんに探してくださいということではないですが、地域のつながりの中で、どなたかこの方はという方で、橋渡しじゃないですが、説明は我々が行きますので、そういった方ご紹介できませんか、もしいらっしゃればということでご案内させていただきます。

いずれにしても、そこら辺の欠員ですとか、支援体制をしっかりとしていかないと、民生委員さんをお願いしても、それは無理だよといった話になりますし、結局人が集まらないという悪循環になりますので、そこら辺は、ここでも地域共生社会と出ていますけれども、民生委員さんの役割としては、先日、9月ですか、広報の季刊版にも掲載させていただきましたけれども、これは絶対大きくなると思っています。ですので、そういったことでの我々の支援といえますか、できることはしっかりやっていきたいと思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

D委員： よろしくお願ひします。

会 長： ありがとうございます。これは、こういうような冊子の形になるのだと思います。これぐらいの厚さに収めるためにも、ここに書かれている内容につきましては、かなり具体的にというわけにはなかなかいかないのだろうと思います。ただ、ここに上がっていないければ取り組みにもならないということだと思いますので、ここに上がっているということで、これから3年間でしっかり取り組んでいくということが明記されているという理解でいければなと思います。よろしいでしょうか。

ほかにご意見、この事業をつけ加えればいいのか、ということ、これは逆に削除してもいいのかということにつきまして、いかがでしょうか。

L委員。

L委員： 52と53ページになりますけれども、⑨の生活支援体制の整備ということで、日常生活圏域レベルでの協議体の設置を進めていくということで、そして、生活支援コーディネーターの配置と、今現在、地域包括ケア推進課のところに3名が配置されているということだったかと思いますが、そちらが、53ページの目標値として地区レベルの協議体設置数、今はないので13か所ということですが、これ、新しいことで、非常に大事になってくるかと思いますが、イメージが湧きにくいので、未定なのかもしれま

せんが、どういうところに設置していくとか、あるいは生活支援コーディネーターがどうなっていくとか、もう少し何か具体的にありますでしょうか。それで、あと何か、もしよければ新しいことですので、何かイメージ図なんかがつけられるといいかなと思います。

それから、実際にケースを、地域包括支援センターみたいに、この生活支援コーディネーターが1つのケースとして、それをケースワークするのかということはどうなっているのかなというところをお聞きしたい。少々長くなって恐縮ですが、今、うちの学生とか福祉の実習にいろんなところに行かせていただいて、今、事例の検討会とかを大学でやっていますが、そういう中で、例えば生活保護の所管課に行くと、条件に合わない。社協の生活福祉貸付資金の所管に行ってみたらどうかと言われて、そして社協で生活福祉資金の貸し付けではまた条件に合わないということで、65歳以上であれば、多分包括がその人のトータルな生活問題をアセスメントして支援するということになるかと思いますが、例えばそれが61、62とか、微妙な方というのも、そういった実際の事例なんかを学生が聞いてきて、たらい回しにされているのではないかというような印象を受けています。こういった生活支援コーディネーターの人が各地区に配置されるのかということも、どうなるのかと。実際にそれをきちっと個別のケースとして、その人の支援に入っていくまでを見越しているのかという、この位置づけがよくわからないので、それをどのように思っているのかということをお聞きしたいです。

会 長： ⑨ですよね。

L委員： ⑨です。

会 長： 52ページの主に⑨に関して、もう少し説明をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 地域包括ケア推進課長の中井と申します。

今、L委員からご質問ございましたが、第2層と言われる生活圏域の協議体については、介護保険の制度の改正にあわせて平成30年度から各市町村が実施するという通知等もございますけれども、ご承知のように、この地域包括ケアシステム、これ各市町村ごとに条件等々が違ってまいります。それなので、今、我々としても越谷市としてどのような、この1層、2層、3層の、位置づけとすれば公民館ということになるかと思いますが、こういった組織にしていくかと、まさしく考えているところでして、そのためにこの協議体を設置して、当然そこには生活支援コーディネーター、第2層というものを担っていただく方等の設置も考えておりますが、今の既存の、さまざまご協力いただいている団体の中で、そういった該当、いわゆる適任の方がいらっしゃるのか、もしくはほかの方法でそういったお役を担っていただける方がいるのかということ、まさしく今考えているところですので、今回の計画では、その具体的な手法までは、お書きすることはできなかったということだけご了解いただきたい

と思います。

会 長： 補足ありがとうございます。

B委員。

B委員： 政府が進め、越谷市も行っています第2のセーフティーネットというものの関連はどうか、聞いていてわからなかったのですが、現実に市役所の中にもあります。生活支援体制の整備、多分13地区の公民館区を前提に話しているのですが、地区レベルの協議体設置と出ていますが、それとのつながりがよくわかりません。今、行っている施策との関連はどのようになっているのでしょうか。

会 長： 本件につきまして、よろしいでしょうか。

事務局： 少々限定したお答えになっちゃうところもありますが、よろしいですか。

会 長： はい。

事務局： 今、おっしゃったのは、多分生活困窮者の支援のことですよね。私は今所管が違いますが、生活福祉課の同じ窓口の一角にそういった職員を配置しております。イメージ、関係性という、例えばですけれども、これも先ほど言ったように、越谷の第2層の考え方が確立していないから何とも、今のところはっきりしたことは申し上げられませんが、例えば第2層でその地域の方からご相談をお受けできる人材と体制が組めて、その方たちが地域の課題を吸い上げて、その方たちに市から必要な情報をお渡ししておいて、例えばそういった方からのご相談を受けたら、市のこのセクションと連携をとれば、その方に必要な情報がお渡しできるというようなことをとって、その方自体はワンストップで、そこにいけば必要な情報を得られるというようなきっかけになっていきたいということでの連携はあるかと思っております。正直言って、13地区に生活困窮者の相談窓口までを設置していくかどうかということまでは、なかなか今のところは直接的な協議はしておりません。

L委員： やっぱり、これ地域福祉計画ともかかわってきますので、ここ、今、介護保険の計画だけで済む問題ではありませんので、私は地域福祉計画の委員も携わっておりますので、やっぱりそういったところとの全部の整合性というところは、何かとっていくべきだなとは感じております。

会 長： ありがとうございます。

この書き方ですと、「担当課等」という「等」にはなっていますけれども、それで、課が1つしか書かれていないと。ここだけで管轄するのかということではなくて、全ての項目につきまして、これだけじゃなくて、もう少し連携をとった形で全て進めていくと、関連する事業につきまして、ということも記載はどうできるかわかりませんが、そういうところも要望していくことでよろしいでしょうか。

そのほか、コメント、ご意見いかがでしょうか。

E委員、お願いいたします。

E委員： 52ページの⑩福祉教育・福祉体験活動、これは学校では、多分どういう時間にやる

かという、総合的な学習の時間を活用してやるところが多いと思いますが、今の越谷市で全市的に、小学校30校、中学校15校ありますけれども、きちんと計画的にやっているところがあるのでしょうか、実態ですけれども。この総合的な学習の時間の使われ方が大分変遷してきているなどと思います。私もおととい、南越谷小学校で小学校3年生を対象にいきいき先生という授業に参加させていただきました。太極拳で参加してきたのですが、こういう中で、10時間ぐらいですね、1回2時間で5回ですから、それだけ使ってやっているものですが、ここには福祉体験のようなものは入っていなかった。ですから、そういう点で、学校で今福祉教育というか、特にそういう観点から取り組んでいるのは実態的にどれぐらいあるのか把握されているのか教えてくださいませんか。

会 長： コメントありがとうございます。

ここも52ページの⑩につきまして、現状といたしますか、将来のことが書かれておりますが、現状について少しご説明、補足いただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 今、学校教育から上げられている施策の関係でいただいている資料、こちらで把握していることを申し上げますと、社会福祉協議会で実施している青少年ボランティアスクールであるとか、ジュニアボランティアスクールの事業等で福祉活動の体験等はやっているということでございます。第6期におきましては、障害者ですとか、ボランティアグループの協力と、教育委員会を初めとした関係団体との連携を図りながら、福祉体験学習というのを平成28年度の実施件数は101件行っているというような情報をいただいております。

また、今回計画に載せるに当たりましては、中身といたしましては、今まで行っているような、社協と協力してボランティアの登録であるとか、そういうものを進める中で、その福祉体験につきましても件数を増やしていくという状況でございます。

会 長： ご説明ありがとうございます。

第6期のときの実施状況ということにつきましては、多分前回の、第2回のこの運営協議会の資料、資料2の中にも今のご説明にあったようなことが書かれてありました。ですので、この第6期の現状の状況は、これを見返していただければなと思います。そのほか、ご意見いかがでしょうか。

今は、一応56ページまで進めておりますが。

柱が6個あるので、一応56ページまでは区切りで行きたいなと思いますが、どうでしょうか。B委員、お願いいたします。

B委員： 56ページまでということですので、54ページの総合的な介護予防システムの拡充となっています。その事業の中のサービス事業者名で、地域包括支援センターというところに記載がありますが、私の記憶では、市議会における福祉関連の質疑で、特に大袋地区・蒲生地区などは非常に高齢者も多く人口も多いところの地域包括支援センタ

一の拡充はどのように考えているかとの質問があつて、それに対してサテライト方式も含めて検討しますという回答があつたと思います。その点との整合性はとれているでしょうか。拡充ということですから、充実も拡大もあるはずですが、どうなのでしょう。もし、それも含まれているということと考えているのであれば問題はないのですが、少々、議会答弁との関係で違うのではと感じました。

会 長： この点につきましてはお答えありますでしょうか。お願いいたします。

事務局： それでは、お答えいたします。

今おっしゃつたとおり、地域包括支援センターは、高齢者人口3,000人から6,000人というようなベースの中で1か所ということで本市としても取り組んでおりまして、そこにプラスアルファ、もしそれ以上ふえれば、専門職の増員等で随時配置していただいているところでして、将来的に、今お話があつたように、かなり大きくなれば、まず、サテライトという言い方もしておりますけれども、常設型にする前に、その利用調査等も踏まえまして、一定期間とか、何日に1回とか、そういったのを開いて、需要を見きわめながら随時拡充というか、増やしていくことも視野に入れて計画をしているところでございます。おっしゃるとおりということで大丈夫だと思います。

B委員： ということであれば、文言を入れておいていただきたいと思っております。以上です。

会 長： ありがとうございます。

これ①ですか、B委員、①ですね。①の取組内容という部分につきまして、今の話も含めまして、少しニュアンスがわかるような文言を入れればよろしいのではないかとのご意見です。

それでは、ほかのご意見。よろしくお願いいたします。

F委員、お願いいたします。

F委員： 56ページの地域ケア会議の推進というところですが、この地域ケア会議の目標が、地域レベルの地域ケア会議への参加者数を1,200人から1,400人にするということや、6回開催するとかいうことがあります。これが目標だとあまりにもさみしいかなと。実際、地域ケア会議はかなり年間六十数回開催されていて、いろいろ問題の視点とか、そういうのが結構出尽くしています。今後はそれをどう政策に反映させるかとか、もうそういうレベルに、単に集まって、この問題はこうだよという話ではなくて、今度はそれをどう政策にしていくのかということをやるのが目標であつて、回数をやるのが目標ではないと、もうそのレベルは過ぎたのではないかなというふうには考えていますが、いかがでしょう。

会 長： ありがとうございます。本件、よろしいでしょうか。お願いいたします。

事務局： 今、F委員がおっしゃつた考えは重々私たちもわかっております。たまたまというか、こちらの目標値は、実は地区レベルの地域ケア会議の参加者数というのは、各地区でやっているケース検討会議のことではなくて、地区レベルで第2層の地域ネット



ワークの会議の参加者数を示しておりまして、そこには各種団体の方等々がご参加いただける、その参加人数、要は地区の関係団体の方の、顔の見える関係等々を築いていくときの、多くの方に参加していただきたいということの会議の参加者人数で、誤解があったようで申し訳ございませんが、こちらの数についてはそういうことでご理解いただきたいと思います。

会 長： ありがとうございます。

いわゆる、国で示されている地域ケア個別会議じゃなくて、いわゆる推進会議といわれるような会議の参加者数ということかなと思います。

ただ、もう1つは、それをどう解決していく形にするかという意見もありましたが、F委員、今のところにつきましていかがでしょうか。

F委員： 第2層ということですね。はい。

これは、指標が参加人数でいいのかどうかというところが。これはこれだけ参加したからこの案件はうまくいっているということになるのでしょうかという、素朴な疑問ですけれども。それは集めようと思えば集まると思います。だけれども、それがどう政策に反映されるのかとか、それがなければ、いくら数が来ても、この会議というのはそういう質の問題を問うているわけで、人数ではないと思います。これが3年後にはこれだけ、1,400人達成しましたから、この地域ケア会議はうまくいったという話とはまた違うのではないかとということです。

会 長： おっしゃるとおりですよ。

多分、ここに示されている目標自体が、全て事業を何回やるとか、参加者を何人にとかいうような目標になっています。ですので、ここの部分につきましては多分、ごめんなさい、私がしゃべっていいのかな、すみません推測で、推測じゃまずいですよね、でもね。それで、大きな基本目標が本来はどうなったかというところをしっかりと評価していくということとしては、やっぱり必要ではないかと。それに達するまでにこういう事業をこれだけやって、それで最終的に暮らしがどうだったかということにつながるような評価が本来は必要ではないかなとも思います。いずれにしても、事業によってそれがどう達成されたかと、人数だけじゃなくて、そういう評価も含めて、今後、多分全国的にもあまりないと思うので、検討も含めて考えていただければと思いますが、F委員、いかがでしょうか。

F委員： 了解しました。

要は、検診の受診率を、例えば50から60にするとかというのはこういう数字でなじむと思いますが、ただ、この話は人数の話ではないのではないかと、そういうことです。

会 長： ありがとうございます。

この設定の仕方としては、人数だけじゃなくて、例えば会議の開催回数とかも1つはあるかなと思いますが、ただ回数を増やしただけでもどうかという気もしますが、

どれぐらいの課題を解決するかというのが直接的な……

F委員： 何か具体的に、ここで議論したことが政策に、いくつ法案として、条例でも何でもいいですけども、いくつ上げるとか、そういうことであれば何となく理解しますが、という話です。

会 長： 多分、この地域ケア会議の推進だけではなくて、やっぱりこれも施策として、また条例として立てられるということであれば、多分ほかにも関係してくるのではないかなという気もしますが、その点、とりあえずこの協議会からのご意見ということでとどめておきたいと思います。

それでは、一応56ページまでで進めてきておりますが、またあわせて59ページまでも、この2つ目の施策につきまして59ページまで広げてご意見いただければと思います。

B委員、お願いします。

B委員： 58ページに、ふれあい収集と書いてあります。ふれあい収集は全国的に進められているわけですが、2点について考えたいと思っています。ふれあい収集は戸別収集ということだけではなくて、声かけを行うことによって、安否の確認・発見とか、福祉につなげることに発展させることで、非常に重要視されています。これからは、多分、マンションなどでお年寄りの方がごみを出せなくて困ってしまうというようなことがあって、過日行われた市長選挙における市長の第3期目公約の中にも書かれているところだと思います。そこで、2点と言ったのは、1点目は、ふれあい収集についてどのように福祉につなげていくのかというものを、もう少しシステム化し、わかりやすくしていただきたいということ、2点目は、ふれあい収集の目標値が出ていないので、一応現行と目標値は出した方がいいのではないかと思います。この2点について、お聞きしたいと思います。

会 長： ありがとうございます。

58ページの②ですね、ふれあい収集につきまして、福祉とのつながりという部分と、それからこのところについても目標値を掲げるべきではないかということですが、何か事務局、コメントはありますでしょうか。

事務局： B委員のご指摘のとおり、そういう内容を含めてということだと思いますので、中身につきましてはもう一度担当課と調整させていただきまして、そのあたりを確定できるかどうかは調整させていただきたいと思います。また、目標値につきましては、実際に、これ母数がどうなのかというのが年々変わることであり、状況等も変わると思いますので、どういう形で出せるのかはもう一度検討させていただきまして、できるのであれば載せたいと思いますが、難しい場合には、その旨次回のときにご説明させていただければと思います。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

E委員、お願いいたします。

E委員： 59ページですけれども、この目標ですが、災害時要援護者避難支援制度自治会賛同率って、これは自治会全体でこれがいいですねと言っているところが賛同率、実施しているところが実施自治会となると思います。そういうことで言うと、賛同率を、いわゆる48%から50%に2%増やすと。4年で増やす。例えば自治会が300あれば6か所ぐらい増やすということで、賛同しますということかというと、これではないのではないかと。だから賛同率ではなくて、実施していいですよとか、実施していますよというのはどれぐらいあるのでしょうか。そういう自治会をどのぐらい増やしていこうとしているのか。ほとんど今ないと思いますが、OKしているところは。これは非常に難しいところですが、そういう意味で、こういう率をここに書きちゃうのはどうかと。実施していないならば書かない方がかえっていいのかなと、そんな感じもします。

その下の、民間の福祉避難所指定数でいくと、これは今実施してなくて、これから4年間で26か所増やすと。そうすると、1年間で7か所ぐらいずつ増やしていかないと間に合わないですね。どういうイメージで、どういうところを福祉避難所として民間のところをお願いしていこうとしているのか、イメージがあれば話していただきたいと思います。

会 長： ありがとうございます。

59ページの、特にこの防災対策の目標の部分について、この目標の立て方でいいのか、それからまた、数字の根拠につきましての質問ですが、いかがでしょうか。

事務局： E委員のおっしゃったとおり、災害時要援護者支援制度の自治会賛同率につきましては、少々掲載につきましてもう一度再検討させていただきたいと思います。また、民間の福祉避難所の指定数につきましては、今年度から、正確に言いますと昨年度末から各事業者に依頼といいますか、調査を含めて動いております、このところで18か所につきまして、恐らく今年度中にしていけるのかなというところへ進めているところがあります。その中には、場所はおおむね特別養護老人ホームとグループホームと、それから有料老人ホームというところで見させていただいております、賛同いただいているようなところがありますが、特別養護老人ホームであっても、いいですよという返事をいただいているところもあつたりするので、そういうところに積極的に働きかけていくこと、また新しくグループホームができたり、特別養護老人ホームができたりするときには、必ず承諾していただけるように、こちらから積極的に働きかけていきたいと考えております、おおむね26か所程度は指定できるのかなというイメージでおります。

会 長： お願いします。

E委員： そういうことでしたら、この未実施というのを、間に合えば何か所か数字を入れた方がいいのかな。未実施ということはゼロですよ。そうじゃなくて、了解されてい

るところがあるならば、現時点で数字を入れた方が、ゼロが急に26なのというのは、おかしくはないですが、そういうふうに数字を入れた方がよろしいかなと思います。

会 長： 多分、ここは現状で、平成28年度現在というところなので、このような書き方にならざるを得なかったというようなことかなとは思いますが、このところは、書き方として検討していただくということによろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

[発言者なし]

会 長： とりあえず、1回次に進めてもよろしいですかね。

それでは、続きまして60ページからの3介護サービスの基盤整備と人材の確保、質の向上につきまして、まず事務局からご説明をいただいでよろしいでしょうか。

事務局： それでは、主要施策3介護サービスの基盤整備と人材の確保、質の向上というところで、60ページを見ていただきまして、(1)介護保険に関する周知啓発につきましては、介護保険制度の周知はもとより、特に事務局としては、40歳となって介護保険の被保険者となる方などに対する周知に力を入れていきたいと考えております。また、まちかど介護相談薬局につきましても、薬剤師会等の協力をいただきながら拡大していきたいということを位置づけております。当該施策の目標につきましては、現在、今掲載してはおりませんが、45か所程度、今指定をしておりますまちかど介護相談薬局の増加等について掲げていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、61ページをご覧ください。

要介護認定の推進につきましては、委託先の訪問調査員と認定審査委員に対する研修により、要介護認定業務の質の向上を図ることについて位置づけております。当該施策の目標につきましては、訪問調査員研修会の実施回数を掲げております。

次に、62ページをご覧ください。

(3)介護サービスの基盤整備につきましては、介護保険サービスの種類ごとに提供方針を記載しており、当該施策についても目標値の設定をしていないところではございますが、この部分につきましては、現在、第6章になるんですが、介護保険サービスの提供につきまして、現在推定中というところではございまして、ここにつきましては、その需要見込みや施設の整備方針等固まりましたら、載せていくようなことを考えております。

次に、63ページをご覧いただきたいと思ひます。

(4)保険料・利用料の軽減措置につきましては、市の独自減免である非課税世帯に対する利用者負担の軽減措置や、生活保護者を受け入れるグループホームに対する家賃助成等を位置づけております。当該施策についても、今は目標値を設定してないところですが、状況に応じて軽減するということになりますので、数値目標を設定

することがなかなか適当なものがないということがありますので、今のところ目標を掲げてはおりません。

次に、64ページをご覧ください。

(5) サービスの質的向上のためのシステムの充実につきましては、介護保険サービスの提供に係る質的向上を図るものとして、越谷市介護保険サービス事業者連絡協議会との連携や、相談・苦情処理体制の充実、給付費の適正化などのほか、事業所の指導・監督とともに、具体的な中身は今後、この運営協議会でもご議論いただきたいと考えておりますが、重点事業に位置づけております本市独自の認証制度などを含めた介護サービス事業者や従業者への支援を位置づけております。当該施策の目標としては、福祉保健オンブズパーソンの苦情解決率、事業所に対する実地指導の件数、越谷市の認証を受けた事業所数を掲げております。

次に66ページをご覧ください。

(6) 介護従事者等の確保・育成につきましては、越谷市介護保険サービス事業者連絡協議会との連携などにより、介護職に関する理解や介護従事者の確保策に取り組むほか、ケアマネや訪問介護員の研修、さらに介護職員向けの相談窓口は継続して設置していくとともに、昨年度実施した介護職員に対するアンケートをもとなどに、介護職員の現場環境の改善について、埼玉県立大学などのご協力をいただきながら進めていくことを位置づけております。当該施策の目標としては、これはアンケート調査の結果から求めていきたいと考えておりますが、仕事を辞めたいと思う介護職員の割合を掲げております。

主要施策の介護サービスの基盤整備と人材の確保、質の向上についての説明は以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

この施策につきましても柱が6つあります。ですので、前半と後半で区切って、(1)から(3)まで、62ページまでの範囲のところでもとりあえずご意見をいただければと思います。60ページから62ページまでのところです。

ここの項につきまして、ご意見いかがでしょうか。

C委員、お願いいたします。

C委員： 60ページですけれども、介護保険に関する周知啓発とありますが、ここの①積極的なPRというところで、私前からいつも言っていますが、大人だけではなく小さい子ども、小学生ぐらいから少し勉強したらどうかと思います。総合授業ですか、そういう授業の中で。そうすると、最後のところの従事者の確保・育成とかにそのうちつながるのではないかと考えていまして、やっぱり大人になってからいろんなPRをするよりも、小さい子どももみんなで考える街にすればいいんじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

会 長： ありがとうございます。

60ページの介護サービスのPRというところ、大人だけではなくて、共生社会も目指してと言いましょか、子どもも含めて広くPRを進めればいいのではないかと、そのような文言も含めて入れてみてはどうかというようなご意見でしょうかね。

ほかに。

B委員、よろしいですか。

B委員： 同じところの②になりますが、40歳以上の市民、サービス利用者に対して説明会・講習会を開催するなど書いてあります。越谷市の企業に働く人たちで、40歳になると負担になります。介護保険料を払わなくてはいけないから。そのときに、パンフレットを配って周知徹底しているという企業が結構増えてきています。40歳になったらこのパンフレットを渡すわけです。20歳、30歳代は介護保険料を引かれていないのであまりピンと来ないけれども、40歳になると、特に親を抱える世代でもあり、関心が高くなります。40歳になったら企業からパンフレットを配布していただくということを検討されたらよろしいのではないかと考えています。これは、私も入っている労働団体の連合埼玉で取り組んでいる事業ですが、結構、好評になっています。これが1点。それから、2点目が、前回欠席していたのですが、運営協議会の中でも防災無線放送についていろいろ議論があったようです。越谷市ではエフェムこしがやというのが開局されています。これは一つのソースですので、エフェムこしがやを使った周知活動など、既存の周知活動に併せて、ご検討いただければと思っています。

会 長： ありがとうございます。

60ページの①、②について、いま、二人の委員からの指摘がございました。多分、これ①につきましてはパンフレット、②につきましては講座ということで具体的に書かれてあるので、PRの仕方を①と②でもいろいろな形でやってみてはいかがかというご意見だったかと思います。

それから、2つ目は何でしたか、もう1つ、後半で……

B委員： もう1つは、エフェムこしがやという地域コミュニティ放送があるので、それを利用したらどうですかということです。

会 長： ありがとうございます。失礼しました。

ですので、広報手段をさまざまに検討していくと、模索していくところ、開拓していくというところも含めて、PRと書いてありますので、PRの方法を開拓するというふうな形で入れてみてはどうかという形もよろしいですかね。

ほかにご意見いかがでしょうか。

お願いします。G委員ですね。

G委員： 薬局、薬剤師ですが、60ページの③のまちかど介護相談薬局というような形で書かれていますけれども、このまちかど介護相談薬局ができた当時は、何回か講習会とか、そういった形でやっていたのですが、最近はそういう講習会は開けなくて、内容的にも介護保険に対する体制とか、そういった部分も変わっていますので、やらなくてはい

けないと思っておりますが、ここで定期的に講習会を実施してというような形で考えていますけれども、年1回とか、どのぐらいの回数で考えておられるのかというところを、ある程度考えておられましたら。

会 長： ありがとうございます。

ここには講習会というふうな形が書かれていますね。

もしもよろしければ、講習会でよろしいですか、やるとすれば。

G委員： そうですね。講習会というのは民間のことを考えてのこと……

会 長： あまり年に10回とかいうような形では困るけれどもという話でしょうか。

G委員： 多ければ多い方がいいと思いますけれども。

会 長： 事務局、お願いいたします。

事務局： まちかど介護相談薬局につきましては、薬剤師の方にご協力をいただいて進めてきたところ、このところで講習会を開催できなくて本当に大変申し訳なく思っていますが、来年度からは年1回をめどに開催していきたいというふうに考えております。

会 長： よろしいでしょうか。

G委員： 内容については、またいろいろと結論が出てから……

会 長： それでは、具体的な内容はまた詳細のところということで。

そのほか、いかがでしょうか。

H委員、お願いいたします。

H委員： (2)の要介護認定のところですが、この訪問調査員の研修は、今までも2回で目標も2回ということで、毎回参加させてはいただいておりますが、特に今後もこれについては変わらないということですか。

会 長： 61ページの目標のところですね。訪問調査員研修会というのは、3年後も同じ回数でよろしいかどうかというところですが、いかがでしょうか。

事務局： 今のところ、同じような形でということで考えております。

会 長： H委員、いかがでしょうか。

H委員： 継続していくことをただ単に書いているということなのかな。

会 長： 若干疑問は残るところではございますが。

そうですね、わざわざ目標として置いておくべきかどうかというふうなところ、こども意見をいただいたというところでよろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

[発言者なし]

会 長： 大分、62ページなんかは関係する立場の方々がいらっしゃるのではないかと思います。とりあえずよろしいですか。

〔発言者なし〕

会 長： それでは、引き続き進めて、今度は6番目までですね、66ページまでのところで広げてご意見いただいいてこうかと思ひます。戻ってもらっても構ひませんので。

A委員、お願いいたします。

A委員： それでは、64ページの資料の⑦、重点事業ということで、これから検討されていくということでしたけれども、意見として聞いていただきたいのですが、11月8日の朝日新聞の朝刊によると、介護の交付金優遇80項目の指標案が出されたとの記事が出ました。それで、これから議論が開始されると思ひますけれども、越谷市においては自立できそうな利用者として自立できなさそうな利用者の選別が今でも何か少々あるようですが、そういうことにつながらないような施策を実施していただきたいと思ひます。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

この部分についてはどう組み込みましょうか。この部分も含めて記載する……

A委員： これに関してこれから議論が始まりますが、そのところをちゃんと選別しないよなところを配慮してやってねということをお願いしたいと思ひます。

会 長： わかりました。ありがとうございます。

じゃ、ここの事業を進めるに当たってということですね。ありがとうございます。

B委員、お願いいたします。

B委員： 64ページの⑥と⑦について話しておきたいと思ひます。⑥、これから、介護保険事業については指導監督の権限を越谷市が持たなくてはならないということで、監査課というのができたということですが、目標値を見ると、年間83事業所やっている。平成32年になって、全事業所の6分の1。6分の1ということになりますと全事業所が終わるのには、6年かかります。現在は、県がやっているのはもっとひどいわけですが、これでは市民から見てどうだろうかと、一市民としては思ひますので、少なくとも2年に1回ぐらいは終わらせないとまずいのではないかと思ひます。特に、こちらには関係事業所の方がいらっしやいますから、そういうところはないと思ひますが、全国的にみると、介護事業所が労働基準法違反の多い事業所の中の筆頭に挙げられています。そういうこともありますので、労働安全衛生法だとか、雇用保険法とか、いろいろ法律はあるわけですが、労働関係法も含めて、指導監督ということであれば、もう少し、監督件数を増やしていただきたい。また、法令違反にならないように促す事業をあわせて行うことを考えていかななくてはならないのではないかと思ひます。これが⑥、⑦について、これは市長の公約で認証制度を入れますということで非常にうれしいことです。しかし、ここでは事業所数になってしまひて、本来であれば事業所と従業員がどのぐらいの認証制度を持っているかというのは大きいわけです。その2つの認証制度をつくらなければ一方的になってしまひます。ですから、



ここは事業所数だけではなくて、従業員数が必要ではないかと思っております。これから検討するということですので、ぜひ、そのように考えていただきたいと思えます。

会 長： ありがとうございます。

最初の、1つ目のことにつきましては、目標値に事業所に対する指導監査件数について、これは本当に3年後で6分の1しかなくてよろしいのかというところ、この目標の立て方でよろしいかというところ。

もう1つは、従業員の認証ということについてもということですので、これはご意見という形で伺っていきたいと思えます。

それでは、1つ目の、この6分の1というふうな目標値の設定につきまして、事務局はコメントありますか。

事務局： 担当が違いますが、基本的に特別養護老人ホームにつきましては2年に1回見るような形をとっていて、業種と申しますか、そのサービスによって周期が違ったりするところもあります。そういう意味で、しっかり見ておくべきところは期間を短くしてやっているというところをご理解いただきたいと存じます。

また、先ほどB委員がおっしゃったように、労働基準法違反とかについて、昨年度行いましたアンケートでもかなり怪しいところがいっぱいありましたので、そういうところにつきましては別な系統で、施設等につきまして市としてはかかわっていききたいというふうに考えているのが現状でございます。

あと、また認証制度につきましては、今後また皆さんにご相談させていただきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会 長： ありがとうございます。

やはり、この目標の6分の1というようなところ、ご検討いただくというような回答でよろしいですか。

事務局： はい、そうですね。検討させていただきます。

会 長： すみません。これだと18年かかってしまいます。3年で6分の1ですからね。

ご説明も、補足もありましたけれども、そのほかにもいろいろやっているとは思いますが、目標値の書き方として。

B委員： この書き方ですが、全事業所の6分の1を終わらせるという意味ではないですね。

事務局： 違います、年間です。

B委員： 年間ですね。書き方を直さないで18年になってしまいます。だから、私が言った3分の1というのは、せめて3分の1は3年間で1回回ってくるようでないといけないと思っております。

会 長： すみません、私の理解がおかしかったかもしれないですね。

B委員： いえ、正しいです。

会 長： 大変失礼しました。

この書き方を少々工夫していただくということをお願いいたします。

ほかにご意見いかがでしょうか。

66ページまでのところですね。

B委員： 66ページの④、介護従事者などに対するケアシステムの構築ということで、相談窓口を開いてくれたのは非常によかったと思います。ただ、協議会の中でも話をさせていただきましたが、相談窓口が限定的であり、なおかつ回数も少ないということなので、もう少しオープンに誰でも気軽に相談できるようなものが欲しいと思っています。特にメンタルヘルスの関係では、相当大きな問題が潜んでいるように聞いておりますので、ぜひとも、お願いしたいと思っております。調査についても、定型的に1回だけでなく、今後もローリングで調査をしていただきたいと思います。

会長： ありがとうございます。

相談窓口、ただ設置だけではなくて、運用の方法も一緒に検討してほしいというところですか。

それから、それを改善するような調査も含めて、少し頻度も増やしてやっていただければというところでしょうか。

そのほか、ご意見いかがでしょうか。

[発言者なし]

会長： それでは、一度また進めますね。B委員。

B委員： 仕事を辞めたいと思う介護職員の割合を25%未満にすると書いてありますが、仕事を辞めたいという理由には、市ができる施策だけで対応できるものばかりでなく、例えば介護報酬に伴う労賃の安さだとか、労働条件の厳しさだとか、さまざまな要因を含んでいますが、25%未満にするような施策を何か考えておられるのでしょうか。

会長： この目標の立て方につきましていかがですか、よろしいでしょうか。

事務局： 今考えているのは、各アンケート調査等をいただいた介護施設に対しまして、県立大の先生と一緒にいっていきまして、こういう問題があることをまず話させていただきます。どういうところが課題になっているかというのをまず知ってもらうということをやっていきたいと考えております。

あと、それから、介護事業所内で施設サービス等を行っているところを中心に、どのような仕組みでやっているところがうまく回っているのか、介護職員の方が元気に働いているのかなどのベストプラクティスみたいなところを収集し、啓発等をしていきたいと考えております。

以上です。

会長： よろしいでしょうか。

それでは、とりあえず、また進めさせていただこうと思います。

今度は67ページの4つ目の施策、医療と介護の連携の推進につきまして、まず事務

局からご説明お願いいたします。

事務局： それでは、主要施策4 医療と介護の推進につきまして、ご説明していきたいと思  
います。

67ページの（1）在宅医療の推進につきましては、在宅医療やかかりつけ医の普及  
啓発、定期巡回随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の整備の促進の  
ほか、医療と介護の連携について具体的な検討を進めるための地域包括ケア推進協議  
会の開催について位置づけております。当該施策の目標といたしましては、定期巡  
回・随時対応型訪問介護看護等の事業所数を掲げております。

これまでの説明では、現在推定中のものにつきましては載せていませんということ  
にしておりましたが、当該サービス事業所につきましては事業所数が少ないことから、  
事業見込み等が計算上は出てきません。また、当該サービスにつきましては、今後在  
宅介護の中心となるべきものとして重視されていることから、政策的に整備を進める  
ものとして整備数を一応掲げているということをご理解いただきたいと思います。

次に、68ページをご覧ください。

（2）多職種連携の確立につきましては、従来から地域包括ケアシステムの肝は  
多職種の顔の見える環境の構築と言われてまいりましたが、その拠点となる医療と介  
護の連携拠点が平成28年度に医師会により設置され、第7期のスタートとなる平成30  
年度に市に移管されることになっております。この充実を重点事業に位置づける中、  
関係の強化や情報共有の推進を位置づけております。当該施策の目標といたしまして  
は、年間における多職種協働研修の開催回数を掲げております。

第4の医療と介護の連携の推進につきましては、以上でございます。

会 長： ご説明ありがとうございます。

それでは、67ページ、68ページになります。ここの部分につきまして、医療と介護  
の連携という部分につきましてご意見、コメントをいただきたいと思いますが、いか  
がでしょうか。

B委員。

B委員： 以前も協議会の中で話をさせていただいたのですが、医療と介護の連携の推進とい  
うことで、在宅医療の関係は、特に医師会の皆さん、開業医の皆さんとの連携が非常  
に進められていると聞いております。ただし、私はいつも疑問に思っていますが、越  
谷には市立病院があります。市立病院の位置づけをどのようにするのかと協議会で聞  
いたことがありますが、この記載の中には一切書かれていません。市立病院を医療と  
介護の連携の中で位置づけられて、今後どのような病院を目指すのかということ  
は市民にとって非常に大きな話題だと思っておりますが、そこについての記載がなく  
てよろしいのでしょうか。

会 長： ありがとうございます。

医療と介護の連携のところに、ぜひ市立病院の記載も含めて必要があるのではない

かというご意見ですが、市のコメントはありますでしょうか。

事務局： 現在、医療と介護の連携拠点の中で、バックアップの病院というものを契約して、何かあったときに入れるような体制というのを、医療と介護の連携拠点で仕組みをつくっております。その中には、今のところ市立病院は入っていないような状況です。ただ、一病院としての中で考えられているという状況ですので、今のところ、介護保険の医療と介護の連携の中で、今のところは市立病院がイニシアチブをとるような状況といえますか、そういうことは取り組みがされていないので、記載はないということでございます。

会 長： B委員、よろしいですか。

B委員： 前にも少々、話をさせていただきましたが、どうして協議会の事務局の中に市立病院の担当者が来ていないのですかと聞いたことがあります。市営ということは市の施策に合致していなければならないわけです。地域医療を推進していきましょうといったときに、市立病院はどういう役割を果たすのかということもなければいけないと思います。そこは、地域医療担当というのは昔からありましたが、そこが音頭を取って、市立病院を地域医療の中にこう位置づける、このようにしていきたいというものを出された方がよろしいのではないかと思います。そうしないと、何か市立病院だけは独立で違う施策をやっているかのようにになってしまうので、それはまずいと思います。ぜひ、お願いですから、地域医療の中の位置づけをきっちりさせていただければと思っています。これは要望です。

会 長： ありがとうございます。

ただ、先ほど砂原さんの回答にも、連携拠点の中で市立病院をどう位置づけるかという回答もあったかと思います。確か県内で連携拠点が30か所じゃなかったでしょうか。その中での、そのうちの1つというところでございます。市立病院の中にある連携の部署じゃなくて、医師会がしっかり担当した連携拠点が最近できましたので、それからは、その後市の運営に変わっていくということで、その中で作り上げていくということで意味合いだったかと思います。

ほかにご意見いかがでしょうか。

C委員、お願いします。

C委員： 質問ではないですが、この事業の、これは訪問看護系のサービスの充実と②にあります。

会 長： 67ページですね。

C委員： そうですね、67ページの②です。訪問看護系サービスの充実とあって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と看護小規模多機能型居宅介護事業者数とありますが、これかなり難しく、皆さんにもよくわからないのではないかと思います。私もよくわかっていなくて、ただ、今、私たち1件について、1件訪問して報酬をいただいているんですが、これは1カ月分まとめてという感じです。なので、ご本人の状態があ

まり変わらなければ割と順調にいけますが、具合が悪くなったりすると訪問回数も増えるし、それは、もう訪問回数が増えても、うちに入る報酬は変わらないというような感じで考えていただければいいのですが、ただ、家で看取るようなときには、それからまた医療保険などに変わるので、それほど、うちの報酬が少なくなるということとは多分ないかと思いますが、今後、労働世帯とか単身の世帯が多くなっているときに、私たちはどうしてもサービスの的に訪問しなくちゃいけないのではないかという危惧がありまして、それで私たちは今この事業所に手を挙げていなくて。なので、平成32年度に、これからこういう時代になるのかなと思っています。これは全然、意見でも何でもないのですけれども。なので、これはこのままでもいいと思いますが、少々複雑です、私としては。

会 長： ありがとうございます。

やっぱり、整備の促進と書かれてあっても、現状として、1件行ったらいくらじゃなくて、確か包括報酬ですよ。なので、1回だけでも、10回行っても1,000円とかいうような報酬の出方のわけですよ、確かあそこは。そういう問題も含んでいて、そこも解決しない限り手も挙がらないのではないかというようなご意見としてよろしいでしょうか。

そのほか、ご意見いかがでしょうか。

[発言者なし]

会 長： よろしいでしょうか。

それでは、最後まで進めさせていただきます。最後になりますが、5番目の施策、認知症施策の推進と介護に取り組む家族等への支援の充実につきまして、まず事務局の説明からお願いいたします。

事務局： それでは、主要施策5認知症施策の推進と介護に取り組む家族等への支援の充実ということで、68ページの(1)認知症の早期診断、早期対応の充実と支援につきましては、これまで越谷市認知症支援ガイドブックの作成や認知症初期集中支援チームの設置、地域包括支援センターへの認知症地域支援推進員の配置などを進めてきたことを下地といたしまして、地域における認知症への対応力を高めるほか、認知症サポーターの養成とともにスキルアップ講座を開催することや、認知症簡易チェックサイトを整備して、認知症の早期発見等に結びつけるような事業を位置づけております。当該施策の目標については、認知症サポーター養成数を掲げております。

次に、70ページをご覧ください。

(2)権利擁護事業の充実につきましては、社会福祉協議会が設置している成年後見センターを中心に、今後需要が高まることが予想される市民後見人を引き続き養成していくとともに、成年後見制度の利用促進や、社会福祉協議会が実施する福祉サー

ビス利用援助事業の推進を位置づけています。当該施策の目標としては、市民後見人候補者名簿登録者数、そして56ページに掲載されておりました認知症スキルアップ講座の開催等はこちらにも掲載していきたいと考えております。

次に、71ページをご覧ください。

(3) 家族介護者に対する支援につきましては、介護保険制度の地域支援事業において、家族介護支援事業として実施しております徘徊高齢者の探索機器の貸し出しや介護マークの利用普及のほか、一時的な短期宿泊の受け入れや在宅介護者に対する手当の支給などを位置づけております。また、認知症高齢者とその家族が引きこもったり、孤立化することのないよう、気軽に集い、相談できる場としてオレンジカフェの設置促進を位置づけています。当該施策の目標といたしましては、オレンジカフェの設置箇所数、介護マーク配布者数を掲げております。

以上が、主要施策5認知症施策の推進と介護に取り組む家族等への支援の充実の説明となります。

会 長： 説明ありがとうございました。

それでは、69ページから71ページ、最後ですね。とりあえずそこまでにつきましてご意見、コメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

A委員、お願いいたします。

A委員： ここに関して3点の意見と質問があります。

まず、69ページの②の体制整備と連携の推進のところですが、40歳以上、2号保険者の若年認知症の方に対する配慮というものをに入れていただきたいなと思いました。若年性に関してはどこにも入っていないので、必要ではないのかなと思います。

続けていいですか。

会 長： はい。

A委員： では、次に71ページの②生活支援短期宿泊事業になりますが、こちら、介護者の病気や事故・冠婚葬祭等で自宅での介護が困難になった場合というふうに記載されてございますけれども、ここにレスパイトの文言も入れてほしいと思います。

最後、④なんですけれども、オレンジカフェの設置についてですけれども、オレンジカフェ設置箇所数が3か所となっています。これでは少ないのではないかなと感じました。というのは、今現在、草加市ではオレンジカフェが8か所あります。そのうち草加市が委託しているのは5か所ですが、越谷市は平成32年度までに3か所設置の目標ですけれども、少ないと思います。それでも設置は大切だと思いますけれども、具体的にどのような方法で設置を考えているのか、教えていただきたいと思います。確か、6月ぐらいにホームページでオレンジカフェの設置募集をしているのを見たような記憶がありますが、応募はありましたでしょうか。

以上です。

会 長： ありがとうございました。

ご質問、ご意見も含めて3つ。まず69ページの②若年性認知症というふうな部分も、若い人たちの認知症になった方々のということも加えたらいかがかというところですが、事務局のコメントはありますでしょうか。

事務局： 地域包括支援センター、平井と申します。よろしくお願いいたします。

1つ目のご質問の、69ページ②若年性認知症についての記載も必要ではないかというご意見に対しまして、若年性認知症の事業の主体が、今、新オレンジプランの中で都道府県となっておりますことから、こちらに積極的に、なかなか事業として載せるのは難しいところなのですが、窓口等でご相談をいただくのは当然市町村の中であり得ることで、現在におきましても、ご相談いただいた若年性認知症関係のお話については一旦受けとめまして、適切なご案内という形で、県の相談窓口も開設されておりますので、そちらにつなぐというような方法をとってございますので、ご理解いただければと思います。また、記載についても、もしそのような形で、柔軟な形で書けるようなことがございましたら、相談させていただいて、検討はさせていただければと思います。

会長： ありがとうございます。

そのほか、まだありますね、2番目。お願いします。

事務局： 2つ目も続けまして、71ページの②生活支援短期宿泊事業につきまして、レスパイトも入れていただければというお話ですが、実際に私的理理由という形でもお受けすることも可能ですので、その辺は文言の調整をさせていただければと思います。

A委員： よろしくお願いいたします。

会長： それから、最後にオレンジカフェの件数の目標値につきましての説明があればと思いますが。

事務局： お答えいたします。

オレンジカフェの件で、箇所数が3か所ということで、多いか少ないかというご意見で、基本的には、今ご議論いただいているのは、高齢者、あるいは介護保険に関する計画という部門計画の計画上の位置づけですが、そもそも市全体の総合振興計画の中に3か所と載っているの、便宜上その位置づけを踏まえて入れているということです。ただ、現実的に3か所かというのは当然おっしゃるとおりですので、3か所では満足せずに、もっと広げていきたいというふうに考えておりますので、それについては、ご理解いただきたいと思います。

それから、実際に募集を始めているようなご意見いただきましたけれども、おっしゃるとおり、6月から広報ないしホームページでご案内させていただいて、既に1か所は開設をされております。実際には、認知症、介護のデイサービスの空きスペースとか、そういったところを活用して既に行われているということで、今日、たまたま開催のご案内のチラシ等もいただいているところでございます。今後については、引き続きいろんな関係団体でお話しする場でそういったご案内をさせていただくと

もに、以前、昨年度の中でも、やっぱり既存の法人さん等でそういった社会資産を使ってできるかどうかみたいなご相談もいただいていますので、そういった団体にも働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

3か所と書かれていますが、3か所以上という形でしょうか。

D委員、お願いします。

D委員： 70ページの目標に市民後見人候補者名簿登録者数というのがありますが、これは登録者数というのでは全く意味がない。実際にやった人たちが何人いるか。勉強はやって、現実に私1期生で、三十何人勉強して20人登録したけれども、実態は1期生では6人しかやっていない。これ、登録者じゃなくて実数を出したらどうでしょうか。

そうすると、やっぱり市民後見人を市も真剣にやらないといかん。教育するだけでは全く意味のないことで、教育が実際に結びついて初めて市民後見人の役割が果たせるわけですから、実数にしたらいかがでしょうか。

会 長： 70ページのところですね。市民後見人制度の登録者ではなくて、実際、実数としての記載が目標値としてはよろしいのではないかというご意見でしたが、事務局コメントありますか。

事務局： 中身は検討させていただきまして、次回にご回答させていただければと思います。

会 長： そのほか、ありますでしょうか。

それでは、会が始まって2時間もたちました。今までは、とりあえず1つずつ区切ってやってきましたが、最初に戻っても構いませんので、ページ数としては第5章、47ページからになっているかと思います。第5章の71ページまでの中で、思い出したこと、思いついたこと、今だからということでご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

B委員、お願いいたします。

B委員： 今回の運営協議会と前回の運営協議会の中に市長選がありまして、市長が4年間の公約を発表しているわけです。その公約が重点項目に反映されると思っております。いくつかは入っていたのですが、少々、気になっているところがあります。そこで、市長が出された重点項目が反映されているのかというのをまず確認したいのが1つ。2つ目が、私の勘違いなのか、福祉なんでも相談を南北に増やすこと、つまり、市役所に今あるものをさらに北と南に増やしますというのがあったと思います。見た限りでは入っていないので、どこに入っているのかと思っています。今後3年間から4年間は、市長の任期期間とマッチングしますので、その点を教えていただきたいと思えます。

会 長： お願いいたします。

事務局： それでは、私からお答えさせていただきます。



B委員ご指摘のとおり、市長選挙の際にいろんな政策を提案したかと思います。その後、政策課、市長公室中心になりまして、現在庁内でそのマニフェストに対しまして、どのように進めていくかということで、ちょうど今検討中のございまして、多分、12月議会の冒頭で市長から所信表明演説があるかと思います。その際、正式に市長としての今期の政策というものが提示されるかと思しますので、その政策に対して市として全面的にどうやって進めていくか、再度検討することになるかと思いますが、その中身がこの素案に間に合えば、ぜひ載せていくべきだというふうにも私も考えておりますので、この計画の策定のスケジュールとの兼ね合いにもなりますが、その辺ご理解いただきまして、できるだけ反映させていきたいというふうに考えています。

会 長： ありがとうございます。

そのほか、ご意見どうでしょうか。前にさかのぼっても構いませんので、I委員、お願いいたします。

I委員： 老人保健施設から参りましたIと申します。

いつもこの会に出席させていただいて、老人保健施設とか老人福祉施設とかというもの、いつも箱ものの定員で示されて終わっているような気がしてなりません。今回も、この資料を見ると、老人保健施設は何床とか、何床分を今後検討するという中に1行で終わっているような気がします。でも、今、地域包括ケアシステムとかいろんな問題が起こっているのは、これから病院で死ぬ時代ではなくなって、死ねない時代になってきて、みんなどこで死のうかというところをそもそも考えなくちゃいけないという問題が出ていて、そうなったときに、老人保健施設もどんどん今も重症化していますし、その重症化した方が行く場所もなくなっているし、そうなったときに、インターネットなんか見てみると、第7期のこの介護保険の制度の中で、重症化した人たちのどこが受け皿になるかを、第7期の介護保険の計画の中で審議する6年間というものが書いてありましたので、越谷市として療養型の医療施設が今後なくなるという制度がもう決まっていますから、重症化した方たちで、なおかつ病院とかで医療を受けて死にたい、死なせたいという家族は絶対存在するわけですので、そういうことに関する健康とか、何か考え方とかを話し合う場というか、そういうものというのはないのでしょうか。

介護保険が主体になるとは書いています。介護療養型の病床はなくなって、今度は介護医療院とかというのができますよね。そうなったときに、そういうところの整備をどのようにしていくのかというのが全く見えてこないし、今後6年間が移行期間になるとは書いてあったので、そういうところを少し、何かの折に出していただくと、半分医療に入っている者としては必要ななと思っていますが、よろしく願いいたします。

会 長： ありがとうございます。

どこに位置づくかはこれから考えていかなければいけないでしょうけれども、重度

化した方々についての記載が、考えていこうとする事業があった方がいいのではないかとというようなところでは。

これはまた、事務局で。コメントありますか。

事務局： 現在、72ページにおいて、第6章で介護保険事業の関係のことについて、記載されているところですが、今回、ご案内のとおり、医療計画と介護保険計画が機を同じくして同じように改定がなされる中で、その介護医療に移るだろうと、医療の需要が介護に移るといふようなところも踏まえまして、今、現在どういう形で介護サービスをやっていくかというのを推計するという形になっております。その中で、I委員がおっしゃったような、重度の医療の方で長期に入られる病院ということになるかと思いますが、そういうものにつきましての検討も進めていきたいと考えております。

以上でございます。

会 長： ということは、この計画の中には入れられる可能性が……

事務局： 推計上、そこで、医療との連携の中で、県内でどれぐらいの人が介護に受け皿として必要になるかということが県から示されてきます。それについては、受け皿をどうするかというのはこちらでまた整理することになりますので、その中で一応整理はさせていただくつもりではございます。

会 長： なるほど。いずれにしても、そういうことを検討する時期が必ず来るといふことでですね。

そのほか、コメント、ご意見は。

J委員、お願いいたします。

J委員： 66ページになりますが、仕事を辞めたいと思う介護職員の割合が現状で42%とありまして、確か2025年には介護職員の人手不足が30万人以上足りなくなるというふうに見込まれている中で、平成32年度目標が25%未満というふうに目標設定しているのがどうしてもわからないのですが、教えていただきたいと思っております。

会 長： これは、先ほども質問はありましたが。

事務局： これは、科学的根拠みたいのところから引っ張っているところではなくて、どちらかという意識として、今現在、半分近くの人が介護の仕事の辞めたいと考えたことがあるというようなことを考えているということでした。それに対しまして、人数は少なくなるという可能性はありますが、こちらで事業所として働きやすい環境であるとか、そういうところの働きかけをしていきたいと考えておまして、そういう中で、職員の働く意識であるとか、そういうことが上がっていくような取り組みを考えていきたいということで、希望的目標を立てさせていただいたところではございます。

会 長： ここには25%未満という書き方をされていますけれども、ただ、こういうような質問が出るということは、やっぱりここで目標として挙げる項目かどうかといふところも含めて検討していただければというご意見でよろしいでしょうか。

E委員： 削っておいた方がいいのではないのでしょうか。

会 長： 目標の項目としてはふさわしくないのではないかと。

E委員： 目標にするような数字ではないような気がします。

B委員： 市で賃金設定とか条件設定ができるのなら、いいのですが。賃金を何で決めるかというと基本的には介護報酬単価で決まります。報酬単価は市で独自で決められません。報酬単価は、国の厚労省が決めてしまいます。一応係数はありますが、全国一律が原則です。一番の問題は賃金が低いということです。やりがいはあるが、賃金は低いし、なおかつ労働条件もきつい。これでは、他の産業や他の事業に行った方がいいよということで離職率が高いわけです。国の政策が相当影響するので、市独自で何ができるかというとなかなか、難しい。先ほどの認証制度など、いろんなことはできるけれども、それが決定打ではないということだけは理解していく必要があります。25%未満となると数字が独り歩きしてしまうのではないのでしょうか。

会 長： いろいろご意見ありがとうございました。

運営協議会の意見としては、この事業として挙げられた4つから、すぐに目標の仕事辞めたいと思う介護職員の割合のことが解決できるということにはならないのではないかと。それから、これは挙げるにはいろいろな要因があり過ぎてということですので、目標の設定としては、この項目は少々ふさわしくないのではないかと。という意見ということによろしいでしょうか。

B委員： はい。

会 長： ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。改めて見直してみても。

[発言者なし]

会 長： よろしいでしょうか。

また振っちゃって申し訳ないのですが、大分社協の担当が多いようですが、K委員、何かコメントありますでしょうか。担当としては大分社協が出てきているので。

特に大丈夫ですか。

そのほかはよろしいでしょうか。

それでは、次第を進めていきたいというふうに思います。

次に、第6章、7章につきまして、事務局からまた説明をお願いしてということで進めていきたいと。思います。よろしくお願ひいたします。

事務局： それでは、72ページをご覧いただきたいと。思います。

第6章介護保険事業の展開につきましては、先ほどから何回も、現在成形中ということをお話しさせていただきますが、ここの上を書いてありますように、平成29年9月までの介護保険サービスの利用状況などをもとにということを書かせていただいておりますが、国のデータで今示されているのが、7月現在のものになっておまして、

そういう意味では、必要な資料が出そろるのが12月になるものと見込んでおります。そのため、本章につきましては、1月開催予定の第4回運営協議会において、皆様に計画案として整理させていただいているときにお諮りする中でご説明させていただきたいと考えております。

次に、73ページをご覧ください。

第7章計画の推進に向けて、につきましては、1目標の設定と施策の達成状況の評価につきましては、今般の介護保険法の改正によりまして、保険者機能の強化として、高齢者の自立支援や重度化防止の取組について、また介護給付費等に要する費用の適正化に関する取組については目標を設定して結果を評価し、それを公表することが求められるようになっております。そのため、(1)及び(2)ですね、(1)の高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標と、次ページ74の(2)介護給付費等に要する費用の適正化に関する取組の目標というものは、ここにおいて位置づけさせていただきまして、これを目標として管理していきたいというふうに考えております。

なお、(1)につきましては、第5章において掲げました目標の中から、関連するものについて抜粋したもので位置づけております。(2)につきましては、現在取り組んでおります内容の中で実際に給付費適正化という事業がございまして、それに関する取り組みを載せているような状況です。

それから、次に(3)についてなんですが、本計画は策定の初めのときに説明をさせていただいておりますが、老人福祉法に基づく老人福祉計画の位置づけをあわせ持つものとなっております。老人福祉計画には、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるというふうに書かれているんです。中身的には、高齢者福祉施設をどの程度整備するかという目標を掲げなさいということになりまして、これは第6期でも全く同じ内容になるんですが、これは義務的に載せなければいけないものというふうにご理解いただきたいと思います。そこで載せているというようなことでございます。

次に、(4)につきましては、第6章で介護保険事業関係の施設につきましては掲載させていただきませんが、目標として管理するものの1つとして、介護保険の施設、地域密着型サービスの施設の整備につきましては、しっかり整備状況につきましてこちらとして管理していきたいということで再掲する形で、同じ目標でありますので、ここに再掲する形で載せていきたいというふうに考えております。

次に、75ページになりますが、2効果的な情報提供の実施につきましては、施策全般にかかわるものとして、また今後地域における多様な主体が介護を支えていく必要があり、そのための主体的な参画を得るためには、情報の公開と共有が不可欠であることなどにかんがみまして、ここに効果的な情報の提供の実施ということでひとつ設けさせていただいております。

それで、最後が3計画の進行管理として、目標に対する進捗状況は、この介護保険

運営協議会で評価をいただきながら市民の皆様に公表するとともに、継続的な見直しにより、いわゆるPDC Aサイクルを回していくということについて書かせていただいているつもりです。

第6章及び第7章の説明は以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

第6章は現在推計中というところで、次回、1月の会議で提出していただくということでございます。

第7章につきまして、特に今回の施策の目玉と申しますか、73ページのところ、高齢者の自立支援や重度化防止等に関する目標が掲載されているということでの説明だったかと思えます。

この第6章はともかくとして第7章につきましてのご意見、コメント、いかがでしょうか。

〔発言者なし〕

会 長： よろしいでしょうかね。

74ページの下のところ、まだ出ていないところもございますので、1月の協議会となるかなと思えます。

それでは、以上で計画素案に係る協議を終了させていただければと思えます。もしも、後日気づいた点などございましたら、また事務局に声を寄せていただければと思えますので、よろしくお願いいたします。

この計画につきましては、先ほど、最初にもちらっとありましたが、ここにおいて修正等がなされて、市民の方へのパブコメとして今後市民の声を聞いていただくと言われておりました。もう少し、今後の詳細な日程につきまして、事務局からご説明いただければと思えますが、いかがでしょうか。

事務局： それでは、この、現在お示ししております計画素案につきましては、今日いただいた意見の中で修正できるものにつきましては修正して、市民の方にお諮りしたいと考えております。また、A委員からいただきましたように、イメージとか、そういうものがあつたらというようなお話もありましたので、体裁等も少し、もう少し見栄えをよくするようなことがあるかもしれませんので、ご了解いただければと思えます。

パブコメの実際の日程ですが、現在、11月22日から1カ月間で12月21日までの間でパブコメをかけていきたいと考えております。意見等を募る場所につきましては、各地区センター等、地域包括支援センター、それから南部、北部の出張所などになるかと思えます。それから、老人福祉センターも置いていきたいと考えております。

それらを受けまして、皆さんにいただいた意見、それから本日いただいた意見の中で反映できなかったものにつきましては再度調整をしまして、1月には計画案として

皆様にお諮りできればと考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました日程につきまして、ご理解よろしいでしょうか。

今後、パブコメで市民の方の意見を聞いていきたいと思えます。

それでは、これで本日の議事は全て終了となります。大分時間、予定よりも超過しましたが、でもご意見がいろいろ出てよかったかなと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお戻しいたします。よろしくお願ひいたします。

司 会： 田口会長、ありがとうございました。

それでは、最後に次第の4番目、その他について、でございますが、事務局より2点ほどご連絡をさせていただきます。

まず、1点目になりますが、次回の会議の日程でございます。

現在のところ、1月の開催を予定してございます。具体的な日程は正副会長と調整をさせていただきます、改めて皆様にご連絡をさせていただきます。

次に、2点目でございます。

本日の会議録ですが、後日作成できました段階で、委員の皆様へ送付をさせていただきます。内容をご確認の上、次回の会議で確定していただければと考えてございます。

それでは、最後の閉会の言葉を森副会長からお願い申し上げます。

副会長： 皆さん、長時間にわたりましてどうもありがとうございました。本当に、たくさんまたきょうも意見をいただきまして、あと、私はいつも何もしないで会長さんに進行をお任せして、勝手に意見を言って本当にいつも申し訳なく思っています、たくさんのご意見をいただきまして、計画、大体方針ができたことをよかったですと思えます。

ただ、計画はあくまでも計画でございまして、何々を推進するとか、何々を図っていくというようなことがあります、その中身につきましては、やっぱり具体的な、今日も幾つか、例えばエフエムこしがやを利用するとか、学校の総合学習の中でPRを図っていくとか、いろいろご意見が出ましたように、やっぱり具体的な中身、どう推進していくかということは、やはり委員の皆様それぞれのアイディアというところが、それをまた市の方に施策の中に反映していただくところが大事かなと全体を通して思いました。ということで、短いですがけれども閉会のご挨拶とさせていただきます。

本当に長時間どうもありがとうございました。

司 会： それでは、以上をもちまして平成29年度第3回越谷市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

皆様大変お疲れさまでした。

以 上